



(平成29年12月15日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成30年度税制改正大綱について

平成29年12月14日、自民・公明両党から「[平成30年度税制改正大綱](#)」が発表されました。

大綱中、企業年金制度に係る直接的な改正はありませんでしたが、企業年金を含む年金受給時の個人所得課税に関する改正事項がありますので、ご案内いたします。

また、大綱には、年金課税における検討事項も記載されており、今後の検討状況について注目してまいります。

平成30年度税制改正大綱からの抜粋

(1) 公的年金等控除の見直し

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 個人所得課税の見直し

(2) 公的年金等控除

(国税・地方税)

① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き下げる

ロ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。

イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)

(イ) 定額控除 40万円

(ロ) 定率控除

(50万円控除後の公的年金等の収入金額)

360万円以下の部分 25%

360万円を超え720万円以下の部分 15%

720万円を超え950万円以下の部分 5%

(ハ) 最低保障額

65歳未満 60万円

65歳以上 110万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)

(イ) 定額控除	30万円
(ロ) 定率控除	
(50万円控除後の公的年金等の収入金額)	
360万円以下の部分	25%
360万円を超え720万円以下の部分	15%
720万円を超え950万円以下の部分	5%
(ハ) 最低保障額	
65歳未満	50万円
65歳以上	100万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合 次の(イ)の定額控除の額及び次の(ロ)の定率控除の額の合計額(その合計額が次の(ハ)の最低保障額に満たない場合には、次の(ハ)の最低保障額)

(イ) 定額控除	20万円
(ロ) 定率控除	
(50万円控除後の公的年金等の収入金額)	
360万円以下の部分	25%
360万円を超え720万円以下の部分	15%
720万円を超え950万円以下の部分	5%
(ハ) 最低保障額	
65歳未満	40万円
65歳以上	90万円

(2) 年金課税における検討事項

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

【補足】

本項目は、昨年度(平成29年度)税制改正大綱でも同様の記載があり、(1)に記載のとおり、公的年金等控除の見直しを受けて下線部が変更されています。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませ。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581